

令和4年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正について
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に
関する基準等の一部を改正する告示案)

1. 改正の趣旨

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 障害福祉サービス等職員の処遇改善について、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について、令和4年度障害福祉サービス報酬改定を行い、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を講じるため、所要の関係告示の改正を行う(詳細は別紙参照)。

3. 根拠条項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号及び第30条第3項第2号
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項第1号、第21条の5の4第3項第2号(これらの規定を同法第21条の5の13第2項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第24条の2第2項第1号(同法第24条の24第2項において読み替えて適用する場合を含む。)等

4. 適用期日等

告示日：令和4年6月下旬(予定)

適用期日：令和4年10月1日